第 4 章 修 繕 編

第4章 修繕編

(修繕の位置づけ)

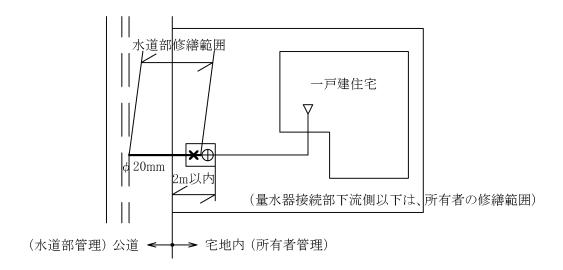
第46条 宅地内の給水装置の所有権は使用者にあるが、漏水が発生した場合、やむを 得ない措置として管理者が修繕する範囲をこれに定める。

(修繕工事の範囲並びに施工区分)

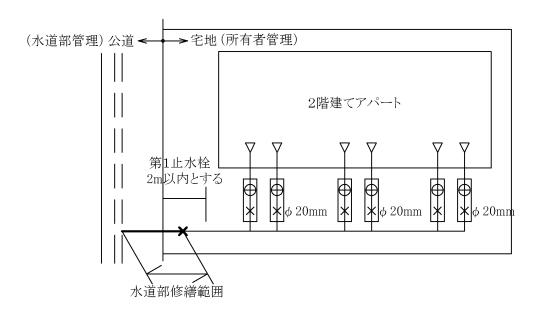
第47条 給水装置及びその付属用具の部分的な破損あるいは異常の原因を取り除き、 その機能を修復するのに必要な工事とする。

配水管の分岐から量水器までの修繕工事で次の各号によるものは、管理者(以下「水道部」という。)が行い、その費用を負担するものとする。

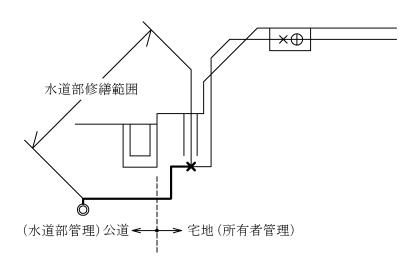
- 1. 道路部分で発生する修繕工事
- 2. 道路と宅地の境界線から量水器の上流側接続部までの漏水修理工事



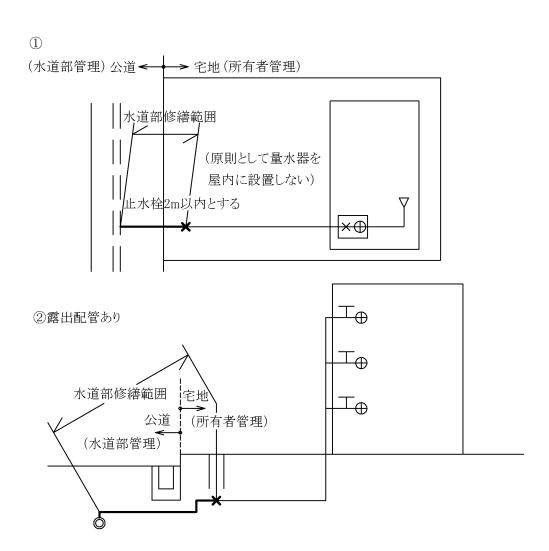
3. 連合給水装置(量水器が複数設置)の場合



4. 露出の場合



5. 量水器を屋内に設置した場合



(費用負担の除外)

第48条 第47条に定める修繕工事の原因者が明らかな場合は、修繕費用は、原因者の 負担とする。

(一般事項)

- 第49条 修繕工事の施工にあたっては、給水装置工事の施工に準じること。
 - 2 破損箇所からの漏水が路面から流出する場合は、修繕工事に着手するまでの 間、排水を適切に行うとともに、冬季間は、ムシロ、砂、塩化カルシウム等で 凍結防止の措置を講じるものとする。
 - 3 修繕工事に際し、当該給水装置の通水を一時停止する時は、事前にその旨を 使用者に通知しなければならない。
 - 4 給水装置の土被りは、修繕により所定の深さを変更してはならない。
 - 5 修繕工事完了後、通水試験により修理状況を確認しなければならない。
 - 6 修繕工事完了後、工事箇所の清掃を行い、交通その他に支障がないよう処置 するとともに、必要に応じて当該給水装置使用者の確認を受けるものとする。